

利用上の注意

「京都市の経済」の各表において、各項目の数値は四捨五入を行っていることがあり、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、原則として小数点以下第2位で四捨五入している。

1 経済センサスについて

- 平成24年経済センサス活動調査（総務省統計局）において、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成23年1年間の数値で、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成24年2月1日現在の数値である。
- 平成26年経済センサス基礎調査（総務省統計局）は、売上（収入）金額、費用等の経理事項の調査を実施しておらず、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項のみの調査であり、平成26年7月1日現在の数値である。
- 平成28年経済センサス活動調査（総務省統計局）において、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成27年1年間の数値で、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成28年6月1日現在の数値である。
- 令和元年経済センサス基礎調査（総務省統計局）は、調査員による外観調査等で新たに把握された事業所についてのみ調査票を配布し、調査を実施したため、過去調査等との連続性がなく、産業分類別の事業所数等が把握できない。
- 令和3年経済センサス活動調査（総務省統計局）は、令和3年6月1日を調査日として実施し、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、令和2年1年間の数値である。同調査では、平成28年経済センサス活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない事業所を加えた調査名簿を基に調査を行ったため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較できない。
- 令和6年経済センサス基礎調査（総務省統計局）は、令和6年6月1日を調査日として実施。同調査は雇用者のいない個人経営の事業所を調査対象としておらず、従来の調査と対象範囲が異なっているため、単純に比較できない。
- 「 χ 」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「 χ 」としている。

2 工業統計調査について

- 平成23年工業統計調査（京都市）は、従来の工業統計調査結果との時系列比較を可能にするため、平成24年経済センサス活動調査（総務省統計局）の製造業確報結果の調査票情報を京都市が独自集計したものである。

なお、この集計結果の数値は、平成24年経済センサス活動調査の調査時点が2月11日現在であり、従来の工業統計調査の調査時点が12月31日であることなどから、厳密には前後の工業統計調査の数値と接続しない。

- 平成27年工業統計調査（経済産業省）は、平成28年経済センサス活動調査（総務省統計局）の中で必要事項が把握されたため実施されなかった。平成28年経済センサス活動調査（総務省統計局）の数値は、調査時点が平成28年6月1日であり、従来の工業統計調査（経済産業省）の調査時点が、同年12月31日であることから、厳密には、前後の工業統計調査の数値と接続しない。

- ・ 2021年工業統計調査（経済産業省）は、令和3年経済センサス活動調査（総務省統計局）の中で必要事項が把握されたため実施されなかった。
- ・ 「 x 」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としている。

3 商業統計調査について

- ・ 平成24年経済センサス活動調査（卸売業、小売業に関する集計）及び平成28年経済センサス活動調査（卸売業、小売業に関する集計）（総務省統計局）は、以下の事業所について集計したものであり、商業統計調査の集計対象とは異なるため、商業統計調査との比較に当たっては集計対象が異なることに留意する必要がある。

- ① 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ② 「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

4 経済構造実態調査について

- ・ 2022年経済構造実態調査製造業事業所調査（総務省統計局・経済産業省）において、事業所数、従業者数については、2022年6月1日現在の数値で、製造品出荷額等、付加価値額については、2021年1年間の数値である。同調査は、令和3年経済センサス活動調査（総務省統計局）と同様に、「個人経営を除く事業所であること」、「管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと」、「製造品目別に出荷額が得られた事業所であること」の全てに該当する製造事業所について集計している。また、同調査は、従業者数に関わらず、全ての事業所を集計対象としているが、令和3年経済センサス活動調査（総務省統計局）の市区町村別の集計は、従業者4人以上の事業所のみを集計対象としているため、単純に比較できない。
- ・ 2023年経済構造実態調査製造業事業所調査（総務省統計局・経済産業省）において、事業所数、従業者数については、2023年6月1日現在の数値で、製造品出荷額等、付加価値額については、2022年1年間の数値である。
- ・ 2024年経済構造実態調査製造業事業所調査（総務省統計局・経済産業省）において、事業所数、従業者数については、2024年6月1日現在の数値で、製造品出荷額等、付加価値額については、2023年1年間の数値である。
- ・ 「 x 」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「 x 」としている。

5 卸売業及び小売業に係る事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の数値について

- ・ 卸売業及び小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の数値については、下記の統計から目的別に利用している。

- ① 総務省統計局「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」
全ての事業所を対象に調査した集計であり、政令市間の事業所数、従業者数及び従業員規模別の事業所数の比較に利用。

- ② 総務省統計局「経済センサス活動調査（卸売業、小売業に関する集計）」
商業の売上（収入）金額等が得られた事業所の調査結果を集計したものであり、年間商品販売額、売場面積の比較に利用。
- ③ 京都市「経済センサス活動調査（卸売業・小売業に関する集計）」
総務省統計局「経済センサス活動調査」の卸売業、小売業の数値を京都市が独自に集計したものであり、京都市の事業所数、従業員数、年間商品販売額の時系列及び業種別（中分類、小分類、細分類）の比較に利用。京都市独自集計のため、②の数値とは異なる場合がある。
- ④ 京都市「京都市の商業 平成 26 年商業統計調査結果報告」
京都市の卸売業、小売業に関する集計。③と同様に京都市の事業所数、従業員数、年間商品販売額の時系列の比較に利用。調査対象等の違いから、③の数値と厳密には接続しない。